

中堅・中小企業のための税制改正まとめ

土井会計事務所

所得税・相続税・贈与税

平成23年12月13日

No.	改正項目	税負担	国会	対象者	内容	適用時期	対策
<b>所得税</b>							
1	給与所得控除の上限設定	増税	先送り (未可決)	給与所得1,500万円超の個人	従来、青天井で認められていた給与所得控除を245万円で頭打ちにする		
2	役員の給与所得控除の制限	増税	先送り (未可決)	給与所得2,000万円超の役員	給与収入が2,000万円超から制限され、給与収入4,000万円ではほぼ半分の125万円となるように制限。上記の1と合わせて適用される。		
3	成年扶養控除の廃止	増税	先送り (未可決)	23歳以上65歳未満の成年を扶養している個人	23歳以上65歳未満の成年扶養親族について、原則として扶養控除を廃止。例外的に、障害者や学生については扶養控除を認める。		ニートやフリーターを抱えている親の負担が増加するため、早く定職につける。
4	特定支出控除の範囲拡大	減税	先送り (未可決)	給与収入のある個人	資格取得費や職場で着用する衣服の費用までもが特定支出控除の対象となる。その年の給与所得控除の1/2超の部分を所得控除する。例えば、給与年収500万円の人なら、年間77万円超の支出が対象となる。		対象となる範囲が明確になったら、領収書の保存が重要に。これを機会に、新しい資格取得にチャレンジ。
5	上場株式の配当・譲渡所得10%軽減税率延長	減税	可決・成立	その年に上場株式の配当、譲渡のある個人	上場株式の配当・譲渡所得についての10%軽減税率を2年間延長。	平成25年12月31日まで延長	
6	年金所得者の申告不要制度	不明	可決・成立	その年の公的年金等の収入金額が400万円以下であるもの	公的年金等以外の所得が年間20万円以下である場合には、確定申告の提出が不要となる。	平成23年分の所得税から適用	確定申告して還付される人は確定申告した方が有利。
7	復興特別税の創設	増税	可決・成立	すべての個人	通常の所得税(利子・配当等の源泉所得税を含む)に2.1%の復興特別税が加算される。	平成25年分の所得税から適用(25年間)	平成25年1月から源泉徴収税額の変更が必要。
8	更正の請求の期限	減税	可決・成立	すべての個人	更正の請求の期限が1年から5年に延長。	平成23年12月2日以降に申告期限が到来するもの	
9	マイカー通勤の非課税限度額の縮小	増税	可決・成立	片道15キロ以上のマイカー通勤の個人	片道15キロ以上の交通機関運賃相当額(月額10万円)まで非課税とされていた特例が廃止。	平成24年1月1日以後支給分	片道15キロ未満のマイカー通勤者は変更なし。24年1月以降の給与計算注意。
<b>相続税</b>							
10	相続税の基礎控除縮小	増税	先送り (未可決)	すべての相続人	相続税の基礎控除額を4割、縮小。 定額控除3,000万円+600万円×法定相続人に改正され、この金額を超える場合は相続税申告が必要。		これまで相続税がかからないと思われていた方も相続税負担が生ずる。そのため、計画的な財産移転(毎年の贈与)や相続税対策が必要になる。
11	死亡保険金の非課税縮小	増税	先送り (未可決)	死亡保険金を受取る相続人	1人500万円の非課税計算の対象となる相続人を、未成年者、障害者、生計を一にしていた者に限定。		死亡保険金を利用した節税が制限されたため、預貯金の多い方は別の節税対策を検討。 例) 毎年の贈与、不動産投資など
<b>贈与税</b>							
12	贈与税の税率一部軽減	減税	先送り (未可決)	直系尊属(実の親)から贈与を受ける20歳以上の個人	年間410万円超の贈与税額が軽減される。 例) 年間600万円贈与すると、現行は82万円(13.6%負担)が改正後は68万円(11.3%負担)		相続税を試算をした上で、計画的な贈与を行っていく。
13	孫も相続時精算課税制度の対象に	減税	先送り (未可決)	相続時精算課税制度を選択した孫	従来は推定相続人(主として子ども)しか認められていなかったが、それを孫まで拡大。		あくまで相続時に精算(課税)する制度なので、適用にあたっては慎重に相続税を試算する必要がある。